

「臓器の移植に関する法律施行規則」一部改正（案） の概要

1. 15 歳未満の者からの臓器提供が可能となることから、小児の脳死判定基準について定めること（第 2 条関係）

	現 行	改 正 後
年齢による除外	6 歳未満の者	<u>生後 12 週（在胎週数 40 週未満のときは、出産予定日から 12 週）未満の者</u>
体温による除外	直腸温 32 度以下の者	<u>直腸温 32 度未満の者（6 歳未満は 35 度未満）</u>
判定間隔	6 時間以上	<u>6 時間以上（6 歳未満は 24 時間以上）</u>
収縮期血圧	90 水銀柱ミリメートル以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 歳未満</u> 65 水銀柱ミリメートル以上 ・ <u>1 歳以上 13 歳未満</u> <u>年齢 × 2 + 65 水銀柱ミリメートル以上</u> ・ 13 歳以上 90 水銀柱ミリメートル以上

2. 脳死判定・臓器摘出の要件変更に伴い、脳死判定・臓器摘出に関する記録等に関する規定を整理すること。（第 5 条、第 6 条関係）

- ① 本人の臓器提供に関する意思が不明な場合に、脳死判定を行うときの記録に関する規定の追加
- ② 本人の臓器提供に関する意思が不明な場合に、臓器摘出を行うときの記録に関する規定の追加
- ③ 脳死判定・臓器摘出の記録に添付する書類に関する規定の整理

3. 臓器の移植に関する法律附則第 4 条が削除されることに伴い、関係規定を削除すること。（附則第 3 条及び第 4 条関係）